

## 次世代施設園芸拡大支援事業実施要領

制 定 平成28年4月1日付け27生産第2938号  
農林水産省生産局長通知  
一部改正 平成29年4月1日付け28生産第2142号  
農林水産省生産局長通知

### 第1 趣旨

次世代施設園芸拡大支援事業の実施に当たっては、次世代施設園芸拡大支援事業実施要綱（平成28年4月1日付け27生産第2937号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるとおりとする。

### 第2 事業の内容

本事業の内容は、次に掲げるとおりとする。各事業の取組内容、事業実施主体、事業実施手続等は別記に定めるとおりとする。

- 1 次世代施設園芸技術習得支援事業  
別紙1のとおりとする。
- 2 次世代施設園芸地域展開促進事業（地区推進事業）  
別紙2のとおりとする。
- 3 次世代施設園芸地域展開促進事業（全国推進事業）  
別紙3のとおりとする。

### 附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。